

形質変更時要届出区域台帳

名古屋市

整理番号	整 17-1	指定年月日・指定番号	平成17年5月30日 指 - 3	所在地	名古屋市港区本星崎町字北3804番1、3、6、18、3836番3、3998番、宇南3998番4、4047番8、4133番及び南区本星崎町字外屋敷3801番3、7、9の一部	
調製・訂正年月日	平成17年5月30日（平成18年9月27日一部指定解除、平成26年10月14日一部物質除外、令和2年5月26日一部指定解除）					
形質変更時要届出区域の概況	工場			面積	指定当初：約21,858㎡ 一部解除後：約21,658㎡ 一部解除後：約21,558㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				一部の区画について試料採取等を省略している（建造物があり試料採取ができない。）		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	H17.3.24	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン（当初調査時に、一部の区画について調査省略により溶出量基準不適合。その後、H18.8及びR1.11に一部の区画について追完調査を実施し溶出量基準適合。）		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		応用地質株式会社
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	H18.1.23	H18.3.20	土壌掘削	土地所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	告示第二十号二
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

## 形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態

### 1 形質変更時要届出区域の所在地

次に示す土地の一部の区域（詳細は6のとおり）

- (1) 名古屋市港区本星崎町字北3804番 1、 3、 6、 18
- (2) 名古屋市港区本星崎町字北3836番 3
- (3) 名古屋市港区本星崎町字北3998番
- (4) 名古屋市港区本星崎町字南3998番 4
- (5) 名古屋市港区本星崎町字南4047番 8
- (6) 名古屋市港区本星崎町字南4133番
- (7) 名古屋市南区本星崎町字外屋敷3801番 3、 7、 9

### 2 試料の採取を行った日

当初調査：平成16年12月18日～平成17年 2月21日

H18 追完調査：平成18年 8月22日

R 1 追完調査：令和元年 11月 30日

### 3 調査結果（当初調査）

- (1) 土壌ガス調査結果（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）

表 1～12 のとおり

- (2) 土壌溶出量調査

表 13～16 のとおり

- (3) 地下水調査結果

表 17 のとおり

### 4 調査結果（H18 追完調査）

- (1) 土壌ガス調査結果

表 18 のとおり

### 5 調査結果（R 1 追完調査）

- (1) 土壌ガス調査結果

表 19 のとおり

- (2) 土壌溶出量調査及び土壌含有量調査

表 20 のとおり

### 6 形質変更時要届出区域及び試料採取位置図

図 1～ 3 のとおり

表1 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その1）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	A6	A7	A8							定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	A9-1	A9-2	A9-3	A9-4	A9-5	A9-6	A9-7	A9-8	A9-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.3	0.3	0.1	3.6	1.4	0.1		5.1	0.5	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	17	23	15	14	14	15	0.8	28	0.7	0.1 ppm	0.03 mg/L
	A10-1	A10-2	A10-3	A10-4	A10-5	A10-6	A10-7	A10-8	A10-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.2	0.7	0.3	0.1	0.1	0.2	0.5	9.1	220	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	19	19	14	13	7.8	12	2.2	68	2400	0.1 ppm	0.03 mg/L
	A11-1	A11-2	A11-3	A11-4	A11-5	A11-6	A11-7	A11-8	A11-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.2	6.1	2.4	0.3	15	8.3	140	9	14	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	14	8.1	5.8	12	23	12	1500	0.4	0.9	0.1 ppm	0.03 mg/L
	A12-1	A12-2	A12-3	A12-4	A12-5	A12-6	A12-7	A12-8	A12-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン			0.3		1			1.3		0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	8.4	4.8	15	21	200	3.9	28	510	0.1	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	7.4	7	2.6	19	28000	0.9	1.4	11		0.1 ppm	0.03 mg/L
	A13-1	A13-2	A13-3	A13-4	A13-5	A13-6	A13-7	A13-8	A13-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.7			5.2			0.6	0.3	0.2	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン				1.4		0.1	0.4	0.2	0.2	0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表2 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その2）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	A14-1	A14-2		A14-4	A14-5		A14-7	A14-8	A14-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン							0.1			0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン							0.1			0.1 ppm	0.03 mg/L
	A15	A16	A17	A18						定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	A19-1	A19-2	A19-3	A19-4	A19-5	A19-6	A19-7	A19-8	A19-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4	0.1						0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.2	0.3	0.2							0.1 ppm	0.03 mg/L
	A20-1	A20-2	A20-3	A20-4	A20-5	A20-6	A20-7	A20-8	A20-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン					1		2.7	0.4		0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン				2.6	0.7		1.5	0.2	0.3	0.1 ppm	0.03 mg/L
	A21-1	A21-2	A21-3	A21-4	A21-5	A21-6	A21-7	A21-8	A21-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン					1.4					0.1 ppm	0.03 mg/L
	B4	B5	B6	B7	B8					定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表3 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その3）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	B9-1	B9-2	B9-3	B9-4	B9-5	B9-6	B9-7	B9-8	B9-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.3	0.8	18	0.2	2.2	2	0.4	2.1	2.1	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.6	3.6	5	0.1	6.2	3.2	0.2	4.5	4	0.1 ppm	0.03 mg/L
	B10-1	B10-2	B10-3	B10-4	B10-5	B10-6	B10-7	B10-8	B10-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン	5.9	0.6	0.5		31	21		9.6	41	0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	790	39	240	4.4	3100	4200	1.6	1800	7200	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	5600	380	3000	0.7	14000	24000	2.2	7800	18000	0.1 ppm	0.03 mg/L
	B11-1	B11-2	B11-3	B11-4	B11-5	B11-6	B11-7	B11-8	B11-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン	1.1			18			45	0.5	1.9	0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	360	12	8.6	1800	7.6	5.5	7500	130	320	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	2600	1500	580	9500	920	430	19000	1900	210	0.1 ppm	0.03 mg/L
	B12-1	B12-2	B12-3	B12-4	B12-5	B12-6	B12-7	B12-8	B12-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	4.2	3.7	5.6	12			0.93	2.4	4.3	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	380	270	380	0.6				180	340	0.1 ppm	0.03 mg/L
	B13-1	B13-2	B13-3	B13-4	B13-5	B13-6	B13-7	B13-8	B13-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.1									0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.1			0.1						0.1 ppm	0.03 mg/L
	B14-1	B14-2	B14-3	B14-4	B14-5	B14-6	B14-7	B14-8	B14-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.1									0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.1									0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行（H26.8.1）に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表4 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その4）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	B16	B17	B18	B19	B20	B21					定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン											0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン											0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン											0.1 ppm	0.03 mg/L
	C4	C5	C6	C7	C8						定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン											0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン											0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン											0.1 ppm	0.03 mg/L
	C9-1	C9-2	C9-3	C9-4	C9-5	C9-6	C9-7	C9-8	C9-9		定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン											0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.3	2.9	0.8	0.4	0.2	0.4	4.6	6.3	10		0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン		3.9	2.5	0.1	0.7	0.9	91	230	130		0.1 ppm	0.03 mg/L
	C10-1	C10-2	C10-3	C10-4	C10-5	C10-6	C10-7	C10-8	C10-9		定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン		2.8	76		1	0.9					0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	2.1	120	18000	6.1	180	200	16	0.2	13		0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	4.5	140	5400	21	160	200	190	4.7	21		0.1 ppm	0.03 mg/L
	C11-1	C11-2	C11-3	C11-4	C11-5	C11-6	C11-7	C11-8	C11-9		定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン	24	0.5	0.9	1.6					0.7		0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	2400	57	120	200		0.2	0.2	0.6	110		0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	190	240	260	330	62	21	58	23	340		0.1 ppm	0.03 mg/L
	C12-1	C12-2	C12-3	C12-4	C12-5	C12-6	C12-7	C12-8	C12-9		定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン											0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	1.7	3.3	3.5	0.1		0.1					0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン		200	220	2.8	2.7	3			0.3		0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表5 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その5）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	C13-1	C13-2	C13-3	C13-4	C13-5	C13-6	C13-7	C13-8	C13-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.1			0.9			0.1			0.1 ppm	0.03 mg/L
	C14-1	C14-2	C14-3	C14-4	C14-5	C14-6	C14-7	C14-8	C14-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	C15	C16	C17							定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	C18-1	C18-2	C18-3	C18-4	C18-5	C18-6	C18-7	C18-8	C18-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン				0.1	1.3				0.4	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン		0.1				0.2			0.8	0.1 ppm	0.03 mg/L
	C19-1	C19-2	C19-3	C19-4	C19-5	C19-6	C19-7	C19-8	C19-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.1	0.1	0.3	1.1	0.4	0.5	0.7	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.2	0.2	0.6	0.4	0.5	2.4	0.8	0.8	1	0.1 ppm	0.03 mg/L
	C20-1	C20-2	C20-3	C20-4	C20-5	C20-6	C20-7	C20-8	C20-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン				0.9						0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.1			4	0.2					0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未達を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表6 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その6）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	C21	D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	D15	D16	D17							定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	D18-1	D18-2	D18-3	D18-4	D18-5	D18-6	D18-7	D18-8	D18-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.6							0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン		0.1	0.2			0.2			0.2	0.1 ppm	0.03 mg/L
	D19-1	D19-2	D19-3	D19-4	D19-5	D19-6	D19-7	D19-8	D19-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.3			0.2		0.2			0.2	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.2		0.087	0.2	0.2	0.5	0.2		0.5	0.1 ppm	0.03 mg/L
	D20-1	D20-2	D20-3	D20-4	D20-5	D20-6	D20-7	D20-8	D20-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4	5			0.1			0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	11			4.3	0.1		0.4			0.1 ppm	0.03 mg/L
	D21	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。



表7 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その7）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	E11	E12	E13	E14	E15	E17	E18	E19	E20	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	E21	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	F11	F12	F13	F14	F15	F16	F17	F18	F19	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	F20	F21	G4	G5	G6	G7	G8			定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	G9-1	G9-2	G9-3	G9-4	G9-5	G9-6	G9-7	G9-8	G9-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン					0.6					0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン							0.004	0.003		0.1 ppm	0.03 mg/L
	G10									定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表8 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その8）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	G11-1	G11-2	G11-3	G11-4	G11-5	G11-6	G11-7	G11-8	G11-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン					0.2	0.3				0.1 ppm	0.03 mg/L
	G12	G13	G14	G15	G16	G17				定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
				G18-4	G18-5	G18-6	G18-7	G18-8	G18-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン									0.2	0.1 ppm	0.03 mg/L
				G19-4	G19-5		G19-7	G19-8		定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	G20	G21	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	H11	H12	H13	H14	H15	H16				定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行（H26.8.1）に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表9 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その9）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	H18-1	H18-2	H18-3	H18-4	H18-5	H18-6				定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.3				0.1	0.1				0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.2	0.3	0.2		0.2	1.1				0.1 ppm	0.03 mg/L
	H19-1	H19-2		H19-4	H19-5					定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン				1	1.3					0.1 ppm	0.03 mg/L
	H20-1	H20-2	H20-3	H20-4	H20-5	H20-6	H20-7	H20-8	H20-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン							0.2			0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン					0.1					0.1 ppm	0.03 mg/L
	H21	I5	I6	I7	I8	I9				定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	I10-1	I10-2	I10-3	I10-4	I10-5	I10-6	I10-7	I10-8	I10-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン			0.2							0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.6	0.1						0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン			1.6		0.1	0.3			0.1	0.1 ppm	0.03 mg/L
	I11-1	I11-2	I11-3	I11-4	I11-5	I11-6	I11-7	I11-8	I11-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン						0.7			0.4	0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行（H26.8.1）に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表10 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その10）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	I12-1	I12-2	I12-3	I12-4	I12-5	I12-6	I12-7	I12-8	I12-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.029			0.3				0.3	0.3	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.21				0.1		0.3	1.2	1.9	0.1 ppm	0.03 mg/L
	I13									定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	I14-1	I14-2	I14-3	I14-4	I14-5	I14-6	I14-7	I14-8	I14-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン							0.1	0.1		0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン					0.3					0.1 ppm	0.03 mg/L
	I15	I16	I17	I18	I19					定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	I20-1	I20-2	I20-3	I20-4	I20-5	I20-6	I20-7	I20-8	I20-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン			0.1		0.4	0.008		0.1	0.1	0.1 ppm	0.03 mg/L
	I21	J5	J6	J7	J8	J9	J10			定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表11 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その11）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	J11-1	J11-2	J11-3	J11-4	J11-5	J11-6	J11-7	J11-8	J11-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン					0.1					0.1 ppm	0.03 mg/L
	J12-1	J12-2	J12-3	J12-4	J12-5	J12-6	J12-7	J12-8	J12-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン					0.2					0.1 ppm	0.03 mg/L
	J13	J14	J15	J16	J17	J18	J20	J21	K6	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	K7-1	K7-2	K7-3	K7-4	K7-5	K7-6	K7-7	K7-8	K7-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン				0.57	0.2					0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン				0.01	1.7					0.1 ppm	0.03 mg/L
	K8	K9	K10	K11	K12	K13				定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	K14-1	K14-2	K14-3	K14-4	K14-5	K14-6	K14-7	K14-8	K14-9	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン		0.005								0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.23	4	0.2		0.2		0.43	0.2	0.004	0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン		0.009			0.1					0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表12 土壌ガス調査（試料採取地点において土壌中の気体の採取が困難である場合は地下水調査）結果（その12）

単位：土壌ガス調査（ppm）、地下水調査（mg/L）

	K15-1	K15-2	K15-3	K15-4	K15-5	k15-6				定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン			/							0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.1	0.1	/	7.7						0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.1		/	1.8	0.1					0.1 ppm	0.03 mg/L
	K16									定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	L7-1	L7-2	L7-3							定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L
	L8	L9	L10	L11	L12	L13	M8	M9	M10	定量下限値	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.1 ppm	0.04 mg/L
トリクロロエチレン										0.1 ppm	0.03 mg/L

注 網掛けは、地下水調査の実施を示す。

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 /は、構造物等により試料採取不可であったことを示す。

注 地下水基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表13 土壌溶出量調査結果 (その1)

単位：mg/L

試料採取位置	A9-1														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	5	5.2	6	7	8	9	9.2	10	
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン								0.76	0.17	0.12	0.53	0.59	0.55	0.22	0.04以下
トリクロロエチレン															0.03以下
試料採取位置	A11-1														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	5	6	6.4	7	8				
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン							0.046	0.12	0.52	0.89	0.59				0.04以下
トリクロロエチレン															0.03以下
試料採取位置	A12-5														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	3.2	4	4.6	5	6	7	8	9	10	
1,1-ジクロロエチレン			0.014			0.005									0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.18	0.045	5.6	0.30	0.34	7.5	1.2	3.8	1.7	0.32	2.7	2.0	0.72	0.15	0.04以下
トリクロロエチレン	8	5.5	310	0.059	0.046	0.092	0.56	1.5	1.9	0.044	8.0	9.1	8.4	1.7	0.03以下
試料採取位置	A19-3														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	2.7	3	4	5	6	7					
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン						0.019									0.04以下
トリクロロエチレン															0.03以下
試料採取位置	A19-4														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	2.6	3	4	5	6	6.8	7	8			
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン															0.04以下
トリクロロエチレン	0.004														0.03以下
試料採取位置	A20-4														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	2.8	3	4	5	6						
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン						0.014									0.04以下
トリクロロエチレン			0.004												0.03以下
試料採取位置	A21-5														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	2.7	3	4	5	6	7					
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン										0.045					0.04以下
トリクロロエチレン	0.012	0.011		0.010			0.010	0.008							0.03以下

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 網掛けは指定基準不適合を示す。

注 基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表14 土壌溶出量調査結果 (その2)

単位: mg/L

. 8. 1)														指定基準
B9-5														
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	9.1	10	
1, 1-ジクロロエチレン														0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン				0.017	0.048	0.005	0.17	0.91	0.72	0.041	0.025	0.009		0.04以下
トリクロロエチレン		0.006												0.03以下
B10-6														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	1.3	2	3	4	4.6	5	6	6.1	7	8	
1, 1-ジクロロエチレン									0.004					0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン					1.0	0.95	0.92	1.0	6.2	3.3	2.1	1.5	0.13	0.04以下
トリクロロエチレン	0.006				0.35	0.010	0.003		0.008					0.03以下
B12-9														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	1.6	2	3	4	5	6	7	7.4	8	9	
1, 1-ジクロロエチレン														0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン														0.04以下
トリクロロエチレン														0.03以下
C9-8														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
1, 1-ジクロロエチレン														0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン														0.04以下
トリクロロエチレン														0.03以下
C10-3														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	5	6	7	7.3	8			
1, 1-ジクロロエチレン							0.002	0.002	0.02	0.02	0.03			0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	2.5	1.5	1.4	2.7	1.2	0.89	3.7	4.3	2.5	2.1	3			0.04以下
トリクロロエチレン	0.18	0.27	0.011		0.01	0.01	5.1	14	21	39	86			0.03以下
C11-9														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	5	6	7	7.5	8	9		
1, 1-ジクロロエチレン														0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン			0.004		0.005									0.04以下
トリクロロエチレン	0.052													0.03以下
C12-1														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	5	6	7	8				
1, 1-ジクロロエチレン							0.007	0.017	0.016	0.013				0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン				0.28	0.018	0.005	4.2	6.6	16	12				0.04以下
トリクロロエチレン							2.9	9.9	3.6	13				0.03以下

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 網掛けは指定基準不適合を示す。

注 基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行 (H26. 8. 1) に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。



表15 土壤溶出量調査結果 (その3)

単位：mg/L

試料採取位置	C20-4														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	3.2	4	5	6	7	8	9	10		
1,1-ジクロロエチレン													0.002		0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.008	0.01	0.006		0.004	0.062	0.13	0.057		0.069	1.6	2.8		0.04以下
トリクロロエチレン		0.003	0.006				0.003	0.007	0.021	0.003		0.026	140		0.03以下
試料採取位置	D20-1														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	2.6	3	4	4.5	5	5.5	6	6.6	7	8	
1,1-ジクロロエチレン										0.012	0.003	0.004	0.006	0.004	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン					0.008	0.065	0.007		1.3	4.3	2.4	3.2	3.7	1.2	0.04以下
トリクロロエチレン	0.15	0.003			0.01	0.12			0.53	43	12	20	57	82	0.03以下
試料採取位置	H18-6														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	2.2	3	4	4.7	5	6	7	7.6	8	9	
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン					0.058	0.063			0.017	0.094					0.04以下
トリクロロエチレン															0.03以下
試料採取位置	I12-9														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	5	5.3	6	7	8	9			
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン															0.04以下
トリクロロエチレン				0.01											0.03以下
試料採取位置	I14-5														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	2.6	3	4	5	6	7	7.8	8	9		
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン													0.008		0.04以下
トリクロロエチレン															0.03以下
試料採取位置	I20-5														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	4.1	5	6	7	8	8.4	9		
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.014														0.04以下
トリクロロエチレン	0.003								0.009						0.03以下
試料採取位置	K15-5														指定基準
深度 (m)	0~0.05	0.5	1	2	3	4	4.7	5	6	6.75	7	8			
1,1-ジクロロエチレン							0.014	0.020	0.075	0.009	0.004	0.002			0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン						0.035	11	13	38	4.2	1.9	0.41			0.04以下
トリクロロエチレン							100	47	420	390	130	57			0.03以下

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 網掛けは指定基準不適合を示す。

注 基準は、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表16 土壌溶出量調査結果（その4）

単位：mg/L

試料採取位置 深度（m）	L7-2													指定基準	
	0~0.05	0.5	1	1.5	2	3	4	5	6	6.43	7	8			
1,1-ジクロロエチレン															0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン															0.04以下
トリクロロエチレン						0.008	0.006	0.005							0.03以下

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 網掛けは指定基準不適合を示す。

注 基準は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行（H26.8.1）に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表17 地下水調査結果

単位：mg/L

	A9-1	A11-1	A12-5	A19-3	A21-5	B10-6	C9-8	C10-3	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン	0.052	0.036	0.71			0.26		140	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	43	41	400	0.23	0.27	35		590	0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.016	0.037	160	0.014	0.011	77		0.65	0.03 mg/L
	C11-9	D20-1	I12-9	I14-5	I20-5	K15-5	L7-2		地下水基準
1,1-ジクロロエチレン		0.003				0.002			0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.016	0.51	0.008	0.004		1.0	0.035		0.04 mg/L
トリクロロエチレン	0.006	5.8	0.020	0.012	0.004	6.7	0.017		0.03 mg/L

注 空白は定量下限値未満を示す。

注 網掛けは地下水基準基準不適合を示す。

注 地下水基準は、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行(H26.8.1)に伴い、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に改正された。

表18 土壌ガス調査結果 (H18追完調査)

地点名	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン
B13-6	不検出	不検出	不検出	不検出
B13-9	不検出	不検出	不検出	不検出
定量下限値	0.1	0.1	0.1	0.05

※不検出は定量下限値未満を示す。

表19 土壌ガス調査結果(R1追完調査)

採取位置	トリクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン		1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
	volppm	volppm	トランス体 volppm		
E19-9	-	-	-	-	ND
E20-8	-	-	-	-	ND
F19-6	-	-	-	-	ND
F20-5	-	-	-	-	ND
G19-6	-	-	-	-	ND
G20-5	-	-	-	-	ND
H19-3	ND	ND	ND	ND	ND
H20-2	-	-	-	-	ND
定量下限値	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

注 NDは定量下限値未満を示す。

注 1,2-ジクロロエチレンの結果は、トランス-1,2-ジクロロエチレンとシス-1,2-ジクロロエチレンの合算値である。

表20 土壌溶出量調査及び土壌含有量調査結果(R1追完調査)

調査地点 (30m格子)	(単位区画)	ほう素及びその化合物	
		溶出量(mg/L)	含有量(mg/kg)
E19	E19-9	ND	ND
E20	E20-7,8	ND	ND
F19	F19-3,6,9	ND	ND
F20	F20-1,4,5,7,8	ND	ND
G19	G19-3,6,9	ND	ND
G20	G20-1,2,4,7	ND	ND
G20	G20-5(個別)	ND	ND
H19	H19-3	ND	ND
H20	H20-1	ND	ND
H20	H20-2(個別)	ND	ND
定量下限値		0.05	10
指定基準		1以下	4000以下

注 NDは定量下限値未満を示す。

港区本星崎町字北

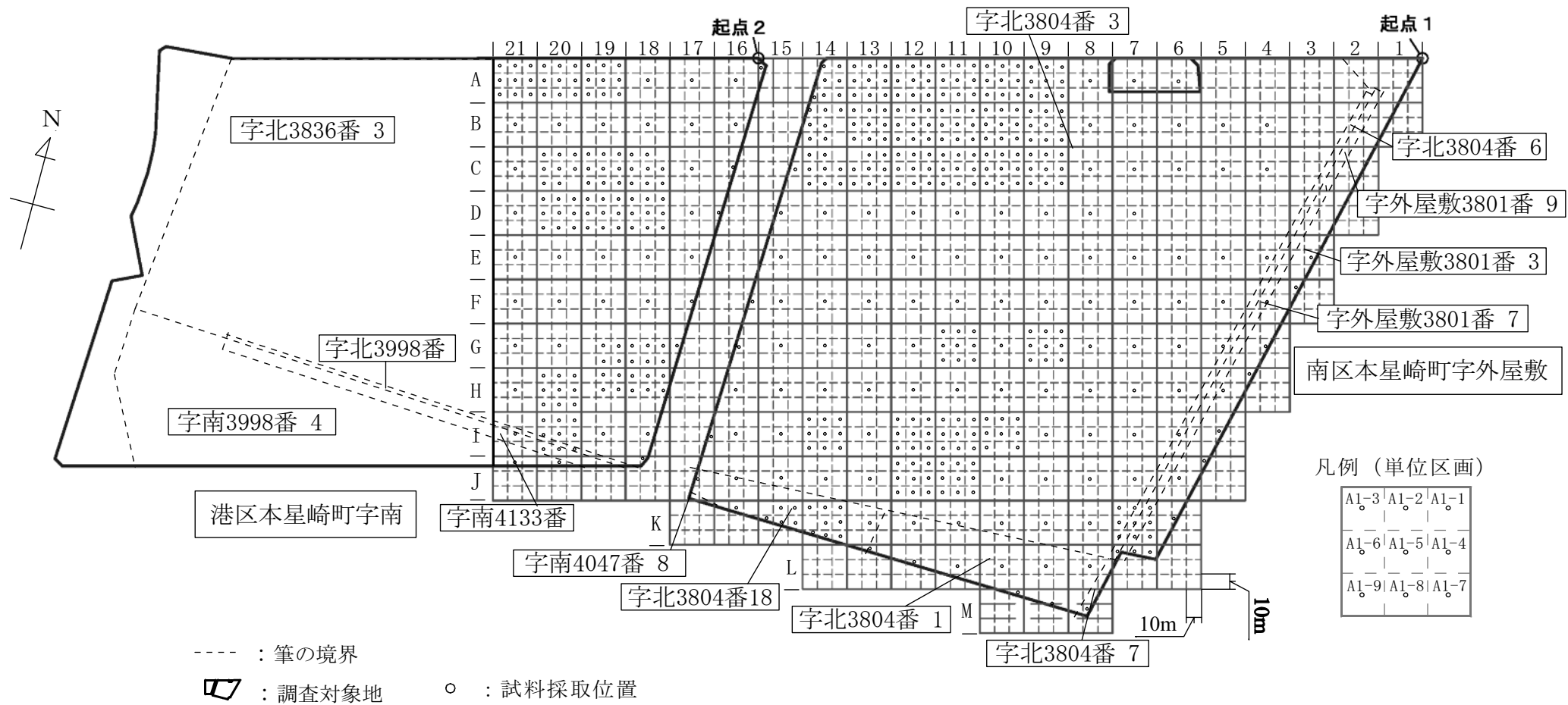
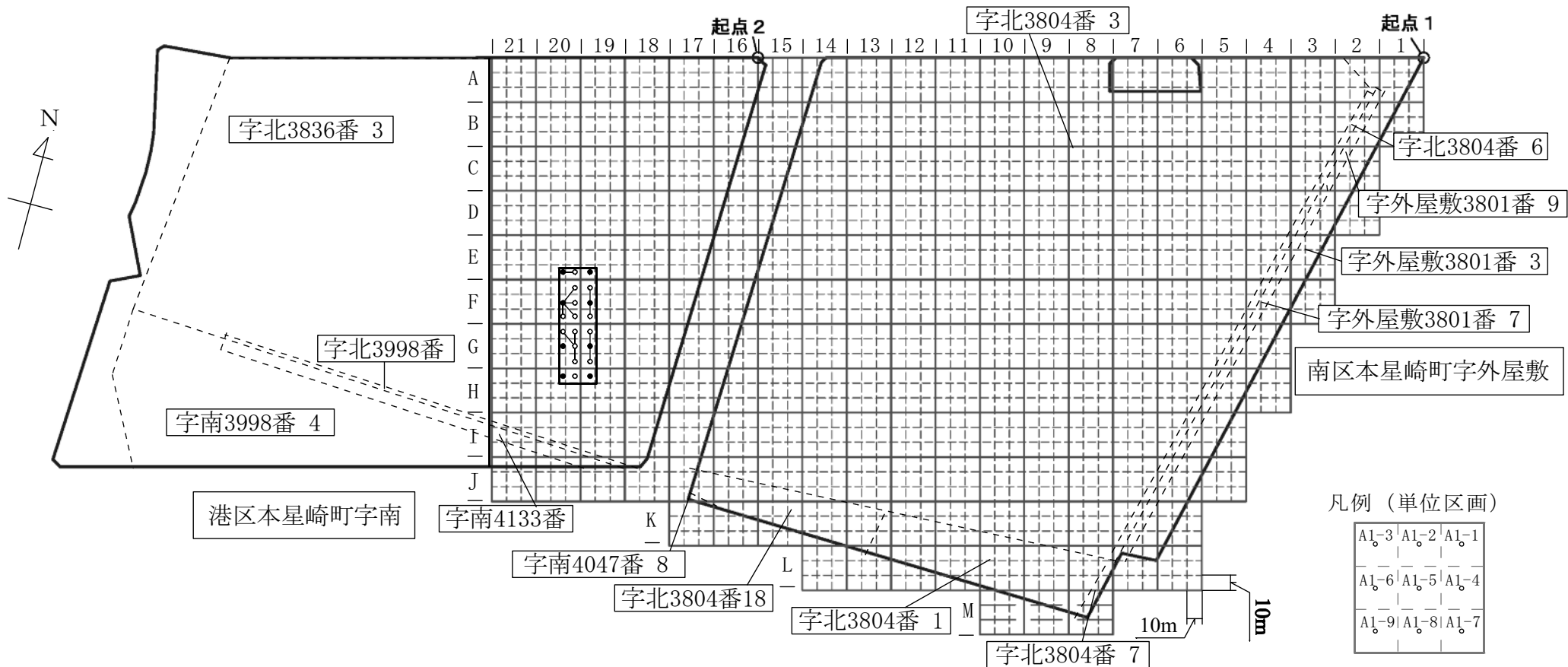


図1 試料採取位置図 (指定当初)

港区本星崎町字北



- : 筆の境界
- ▭ : 調査対象地 (H17当初調査)      ▭ : 調査対象地 (R1追完調査)
- : 土壌ガス調査及び土壌調査地点 (R1追完調査)
- : 土壌調査地点 (R1追完調査)

図2 試料採取位置図 (R1追完調査)

港区本星崎町字北

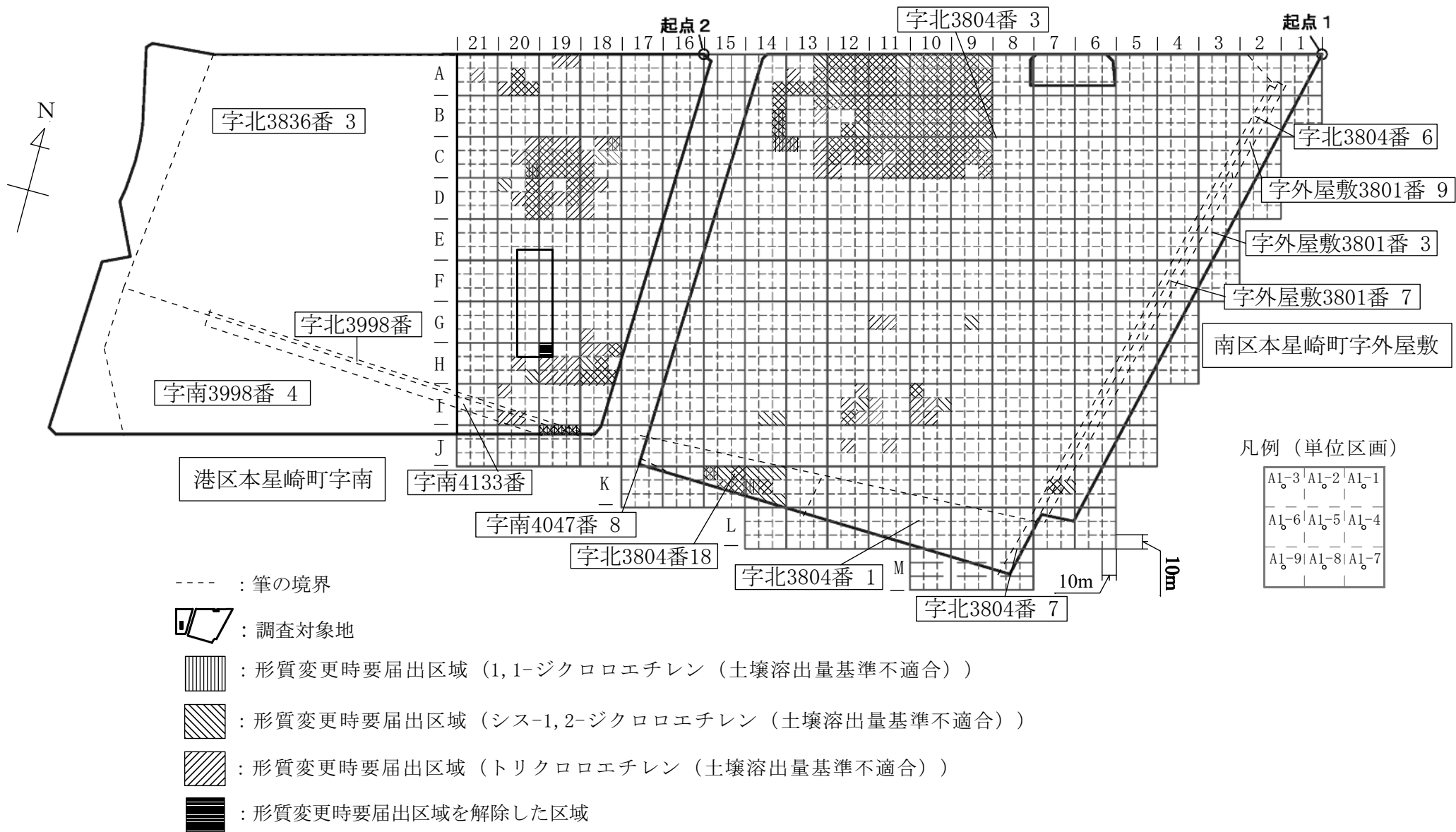


図3 形質変更時要届出区域 (R1追完調査による一部解除後)